

上山市告示第47号

令和7年度かみのやまアンバサダー活用支援補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和7年3月28日

上山市長 山 本 幸 靖



令和7年度かみのやまアンバサダー活用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上山市の魅力や地域資源のPR及び地域活性化を図るため、かみのやまアンバサダー（以下「アンバサダー」という。）を招致し活動を行う市内の団体、企業等（以下「申請者」という。）が実施する事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和37年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金交付の対象となる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 上山市内に活動の拠点又は事業所を有する団体、企業、特定非営利活動法人、任意組織（代表者が、市内事業者の組織に限る。）
- (2) 暴力団又は暴力団員等（上山市暴力団排除条例（平成24年条例第9号）第2条第1号及び第3号に定める暴力団員又は暴力団員等をいう。）でない者

(補助対象事業等)

第3条 補助金交付の対象となる事業は、アンバサダーを招致し、次の各号のいずれかに掲げる要件を満たす活動とする。

- (1) アンバサダーの特性や能力を活かしたプログラムであり、市民参加や地域資源の活用により地域活性化が図られるもの
- (2) アンバサダーの特性や能力を活かしたプログラムであり、地域への愛着が図られるもの
- (3) その他市長が認める活動

2 次に掲げる経費は、補助金交付の対象とならない。

- (1) 補助金の交付決定前に着手した事業
- (2) 飲酒、会食に係るもの
- (3) 不動産、建築物等施設の建設及び改修に係るもの

3 補助金の交付は、1申請者につき1回までとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じ、千円未満を切り

捨てた額又は100千円のいずれか低い額以内とする。

(補助金交付申請)

第5条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第5条の規定による補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(任意様式)

(補助金の変更)

第6条 規則第9条第1項第2号の軽微な変更とは、事業に要する経費の20パーセントを超える額の変更以外の変更とする。

(実績報告書)

第7条 申請者は、事業完了後15日を経過する日までに規則第14条の補助事業実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第1号)
- (2) 収支決算書(任意様式)

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による書類の提出があった場合に、適正であると認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金を受給したとき。
- (2) 第3条第1項に掲げる活動を実施しなかったとき。
- (3) 第6条の報告を行わなかったとき。

(帳簿の備付等)

第10条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、令和8年4月1日から起算して5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

様式第 1 号（第 5 条及び第 6 条関係）

事業計画（実績）書

事業名	
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
主 会 場	
主 催 者	
参加者数	人
活用内容	
申請額	円
連絡先	担当者 職 氏名 TEL ()